



2月号目次

- 1 船橋事務所のご紹介
- 2 2025年 事務所総会レポート
- 3 ワインが苦手な人のためのワインの選び方
- 4 お勧め書籍の紹介
- 5 法律コラム「相続人でなくても相続財産を受け取れる!？」
- 6 WEBサイト & YouTube のご紹介

船橋事務所のご紹介



2024年5月に船橋事務所が開設し、早9ヵ月が過ぎました。本号では船橋事務所の様子をご紹介します😊

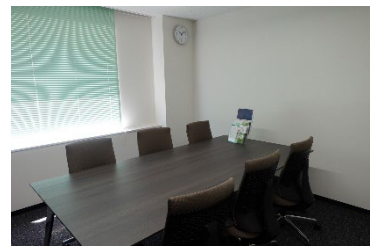


船橋事務所はイトーヨーカドーの前を通りすぎた KDX 船橋ビルの6階にあります。

入り口です。同じ階に別の法律事務所さんも入っているのでご来所の際はご注意ください。



相談室は複数ありますが、どの部屋もご相談者様がリラックスしてお話できるような温かみのある雰囲気を目指しています。



YouTube では動画で船橋事務所のご紹介をしています。
よろしければぜひご覧ください📺



👉 YouTube「船橋事務所のご紹介」はこちらのQRコードからご覧いただけます

2025 年 事務所総会レポート

毎年恒例、年始最初の営業日に全事務所が集まる「事務所総会」が今年も開催されました。代表大澤から 2025 年の事務所の目標やテーマの発表があり、その後、所長からそれぞれの事務所の目標の話がありました。その他、各部門別の目標発表やコンプライアンス研修、新入所員の紹介が続きます。



昼食は全員が楽しみしているビンゴ大会を行いました。コロナ禍等で総会中止の時期もありキャリーオーバーしているため景品が豪華で数も多く大盛り上がりでした。同時ビンゴのときはじゃんけん。代表・副代表・所長も平等にじゃんけんです。



午後からは写真撮影を行いました。今年は千葉駅付近にある公園でも撮影しました。弁護士・スタッフ総勢 40 人以上での撮影は少々大変でしたが、カメラマンさんとも長いお付き合いなので、的確な指示をしていただき、無事に撮影を終えることができました。

打ち合わせ風景や弁護士個々の写真などを撮影し、終了は夕方遅くなってしまいましたが、手前味噌ではありますが、どれも良い写真が撮れたと思います。

この日撮影した写真は、随時ホームページやニュースレター等でお披露目できると思いますので、ぜひ探してみてください。





代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

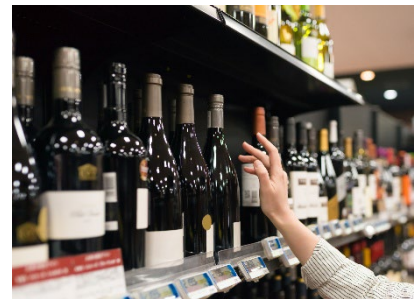


第 92 回 ▶ ワイン価格の値上がり

ここ数年、様々な物価が上がっています。
ワイン価格も値上がりしているような気がします。

ワインが値上がりしている理由は次のようなものだそうです。

- ① 円安などの為替変動
- ② 国際情勢その他様々な原因による世界の物流の混乱
- ③ 原油価格の高騰
- ④ 地球温暖化によるワイン産地への影響
- ⑤ 中国などでのワイン需要の増加



そこで、こんなときこそ安くおいしいワインを選びたいものです。

■ おすすめの白ワインの選び方

- ・ヨーロッパではなく**南米**や**南アメリカ**のワインを選びましょう。南米や南アメリカのワインは安くおいしいものが多いです。
- ・ぶどう品種は**ソーヴィニオン・ブラン**がおすすめです。価格によらず安定したおいしさがあります。他の品種もよいですが、あたりはずれのぶれが大きい印象です。

■ おすすめの赤ワインの選び方

- ・同じく、ヨーロッパではなく**南米**や**南アメリカ**のワインを選びましょう。南米や南アメリカのワインは安くおいしいものが多いです。
- ・ブドウ品種は**カベルネ・ソーヴィニオン**がおすすめです。「本格的なワイン」という味わいがします。

■ その他

- ・残念ながらあまり口に合わないワインだった場合、**ジュース**や**ソーダ**で割ってみましょう。ぶどうジュースで割るという方法もあります。おいしくなります。

(文責 大澤一郎)

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



「反省させると犯罪者になります」



岡本茂樹 著

弁護士の佐々木です。今回は、少し過激なタイトルの「反省させると犯罪者になります」という書籍をご紹介します。

悪いことをしたら反省をして、同じことを繰り返さないようにする。多くの人は幼少期からそう教えられてきたのではないのでしょうか。しかし、受刑者の厚生支援を行ってきた著者は、反省「させる」ことは逆効果であり、最悪の場合は犯罪を起こさせてしまうといいます。

1 反省させてはいけない

反省させる最も簡単な方法は、反省文を書かせることです。刑務所に限らず、学校や職場、裁判所でも用いられています。しかし、同じ過ちをしないと決意させ、「見ているからな」とプレッシャーをかけることは、本人が抱える問題に蓋をすることになります。自らを抑圧し、問題行動に拍車をかける結果となるのだそうです。

被害者の気持ちを考えさせることも、よくある指導のひとつです。それが大切なことであることに疑いはありませんが、多くの受刑者は、親を含めて他者に愛された経験に乏しく、自分を大切にすることができないといいます。自らを大切にできなければ、被害者の痛みを理解できるはずもない。無理やり反省させることが、悪影響をもたらすことは容易に想像がつかます。

2 加害者の視点から考える

では、どうしたらよいのでしょうか。著者は、加害者の視点から考えることを提唱します。馬鹿にされたので相手を殴ってしまった、という場合は、被害者の気持ちを考えさせるのではなく、なぜ殴ってしまったかを本人の原点に遡って考えさせることが肝要なのだといいます。馬鹿にされてはいけない、弱いところを見せてはいけない、そうしなければ居場所がなくなる、誰も自分を認めしてくれない、愛してくれない、でも本当は愛して欲しい。そうした心の中の負の感情を自覚したときに、自分の痛みを理解し、はじめて被害者の心にも痛みを感じるようになるのだそうです。

3 立派であることを求めていますか

以上の話に対し、子どもには愛情を注いでいるから大丈夫、とお考えになった方もいるかと思いますが。しかし、著者は、「一人で頑張れたね」「我慢できたね」と、立派な子に育てようとすることも、子どもを抑圧しかねないと警鐘を鳴らしています。

ありのままを受け入れてあげる。そのためには親もありのままが良い。

本書を手にとっていただければ、周りと自分に、少し優しくなれるかもしれません。

(文責：弁護士 佐々木康之郎)

🌸 気になる法律を分かりやすく解説! 🌸

相続人でなくても相続財産を受け取れる! ?

～特別縁故者制度について説明します～

弁護士の辻悠祐です。

突然ですが、相続人でないと相続財産を受け取れないと思いませんか？

実は、相続人がいないケースで、かつ生前故人と親密な関係を築いていた方であれば、相続財産を受け取れる可能性があります。これが**特別縁故者制度**です。



大阪事務所
弁護士 辻 悠祐

1 相続人でなくても相続財産を受け取れる! ? 特別縁故者制度
相続人でない方も、故人の相続財産の一部を受け取れる可能性があります。具体的には、故人に相続人がいない場合、次のような方は相続財産を受け取れる可能性があります。

- ・ 故人と同居して生活費や家事の分担をしていた方
- ・ 故人の病気や介護が必要な状況で長期間のお世話をしていた方
- ・ 故人と親密な関係を築いていた方

上記のように故人と特別の関係を築いていた方を特別縁故者といいます。

特別縁故者の場合は、家庭裁判所への申立てを行い、特別縁故者として認められることで残った相続財産の全部又は一部を受け取ることができます。

2 特別縁故者が認められた具体的な事例

(1) 定期的な交流、葬儀を行い相続財産の分与が認められた事例

次のような事例で、裁判所は故人の従兄を特別縁故者として認めて、相続財産3億7000万円のうち300万円の財産の分与を認めています。

- ・ 生前、故人の代わりに、害虫駆除作業や建物の修理等を行う
- ・ 民生委員や近隣と連絡を取り、緊急連絡先として連絡先を伝える
- ・ 時々生前の故人の安否の確認を行う
- ・ 死亡時には遺体の発見に立ち会い、その遺体を引き取り、故人の葬儀も執り行った

(2) 介護施設の相続財産の分与が認められた事例

次のような事例で、裁判所は介護施設(社会福祉法人)を特別縁故者として認めて、精算後残存する故人の相続財産の全部の分与を認めています。

- ・ 故人は、知的障害及び身体障害を有しており、約35年間にわたって施設に入所
- ・ 施設利用料が、生前の故人の介護の内容やその程度に比して安い金額であった
- ・ その結果、故人の資産形成に大きく寄与した

3 まとめ

相続人でなくても特別縁故者の場合は、相続財産を受け取れる可能性があります。

相続人がおらず代わりに葬儀を執り行った、生前親密な関係を築いていたなど身近で同じような境遇の方がいらっしゃる場合はぜひ当事務所にご相談いただければと思います。(文責: 辻悠祐)

よつば総合法律事務所 WEB サイト & YouTube のご紹介

よつば総合法律事務所公式サイト

弁護士紹介やセミナー情報、ブログ、ニュースレターのバックナンバー等が掲載されています。各案件の大まかな情報も載っています。



企業法務の専門サイト

企業様向けに、企業法務に関する分野別の相談事例やサポート内容が掲載されています。企業法務に関するコラムも豊富です。



不動産トラブル問題専門サイト

不動産オーナー様側のご相談を行っています。カテゴリ別に Q&A 等を掲載しています。



交通事故の問題専門サイト

交通事故知識に関する情報や解決事例を多く掲載しています。



債務整理の専門サイト

債務整理の解決方法や相談までの流れ、弁護士費用についてなど細かく丁寧に説明しています。



相続相談の専門サイト

相続のお悩み別で進め方を確認いただけるコンテンツもあり、少しでもお困りの際はお役に立てるサイトで



医療機関の顧問弁護士専門サイト

医療機関を守るため、医療法人に特化した法務サービスについての、取扱業務や顧問契約について掲載しています。



誹謗中傷対策の専門サイト

企業様向けに、誹謗中傷等口コミ被害に悩む企業様をサポートすべく、業種別の具体例や対応方法を掲載しています。



人材サービス業の専門サイト

人材サービス企業様側のご相談を行っています。業態別、お困りの問題ごとに詳細を掲載しています。



労働災害の専門サイト

業務上の事故被害、労災について、早期対応の重要性や労災問題の解決方法について掲載しています。



YouTube チャンネル

よつば総合法律事務所の YouTube チャンネルです。交通事故・債務整理・労務など様々なトピックスについて動画で解説しています。



よろしければチャンネル登録
お願いします！



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香館ビル4階
 【千葉事務所】〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階
 【船橋事務所】〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目11番5号 KDX 船橋ビル8階
 【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階
 【名古屋事務所】〒460-8411 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階
 【大阪事務所】〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階
 受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号 29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。